

旬刊 資産税広報

No. 1654

《主な目次》

●資産をめぐる税務

[問答式]

- シリーズ相続と贈与に関する税務 《配偶者の税額軽減の特例》
 - ▼遺言により妻の相続分が100分の60と指定があった場合の配偶者の税額軽減の特例 2
- シリーズ譲渡に関する税務 《店舗併用住宅》
 - ▼店舗併用住宅を売ったときの特例などの適用対象となる「店舗併用住宅」について 4
- 資産の評価に関する税務 《一身専属権》
 - ▼民法第896条における「被相続人の一身に専属したものはこの限りでない」について 6

◎読者からの緊急相談◎

- ▼被相続人が所有していた宝石等を相続又は遺贈で譲り受けた場合の評価法について 8

□判・審判事例特報

いわゆる振り込め詐欺の被害に遭い、だまし取られた金額分の損失は、雑損控除の対象となる災害又は盗難若しくは横領による損失には当たらない 10

●ニュース

時事通信／自民も下落19%／内閣支持21.3%、最低更新 16

資産をめぐる税務

問答式

■ シリーズ相続と贈与に関する税務

《配偶者の税額軽減の特例》

◆
遺言により妻の相続分が100分の60と指定があった場合の配偶者の税額軽減の特例

分が100分の60となっていることから、夫の遺産のうちの60%については、私が取得したものとして配偶者の税額軽減の適用を受けることができるでしょうか。
(東京都・I Sさん)

◇ 質 問 ◇

私の夫が死亡しましたが、夫は遺言を残しており、その遺言は各相続人の相続分を指定する内容のもので、各相続人の指定相続分は次のとおりです。

- ・妻 100分の60
- ・長男 100分の20
- ・次男 100分の10
- ・養女 100分の10

ところで、夫の遺産についての分割は、相続人間で協議が整っていないことから未分割のままで相続税の申告をすることになりますが、この場合、私の指定相続

◆ 回 答 ◆

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

(1) 1億6,000万円

(2) 配偶者の法定相続分相当額

(注) この制度の対象となる財産には、仮装又は隠蔽されていた財産は含まれません。

この配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際に取得した財産を基に計算されることになっています。したがって、相続税の申告期限までに分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。

ただし、相続税の申告書又は更正の請求書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付した上で、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から3年以内に分割したときは、税額軽減の対象になります。

なお、相続税の申告期限から3年を経過する日までに分割できないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4か月以内に分割されたときも、税額軽減の対象になります。

配偶者に対する税額の軽減は、配偶者の課税価格について算出された相続税額から控除することになっていますから、税額軽減も配偶者の課税価格に相当する金額に限られます。そして、相続税の申告書の提出期限までに遺産分割されていない財産は、上記の「配偶者の課税価格に相当する金額」の計算の基礎となる財産には含まれないものとされています。

ところで、民法第902条第1項では、被相続人は遺言で、共同相続人の相続分を定めることができる旨定めています。

ご質問の場合にも、被相続人（あなたのご主人）は、この規定により相続分を指定したものと考えられますが、相続分の指定があったからといって、配偶者の取得財産が確定したことにはなりません。この場合にも、遺言書等がない場合と同様に遺産の分割があつてはじめて配偶者の取得財産が決定し、課税価格が計算されることになります。したがって、ご質問の場合にも指定相続分に基づく遺産分割協議が確定しない限り配偶者の税額軽減の規定は適用できないものと考えます。

なお、あなた（配偶者）に生命保険金等とみなす相続財産があれば、それについては配偶者の税額軽減の計算の基礎となる財産となります。

また、ご質問の場合は、遺産が未分割であることから相続税法第55条の規定に基づき法定申告期限までに申告することになりますが、この場合の各相続人の相続分は指定相続分によることになります。

参照条文＝相続法19の2②、32、
相規1の6、16

----- ◆参 考 ◆ -----

・ 配偶者の法定相続分

被相続人の配偶者は常に相続人となります。しかし、他の相続人との関係で法定相続分は次のように変わります。

- ① 被相続人に子がいる場合は、法定相続人は配偶者と子になります。
法定相続分
・ 配偶者：1/2、
・ 子：1/2（1/2を子の人数で割る）
- ② 被相続人に子がいない場合は、法定相続人は配偶者と直系尊属（父母）になります。
・ 配偶者：2/3
・ 直系尊属：1/3（1/3を直系尊属の人数で割る）
- ③ 被相続人に子がおらず、直系尊属が全員亡くなっている場合は、法定相続人は配偶者と兄弟姉妹になります。
・ 配偶者：3/4
・ 兄弟姉妹：1/4（1/4を兄弟姉妹の人数で割る）

相続税の計算では、相続放棄はないものとみなします。例えば、子が全員相続を放棄して、配偶者と父母が相続することになっても、相続税の計算では配偶者の法定相続分は1/2のままで、2/3にはなりません。

店舗併用住宅を売ったときの特例などの適用対象となる「店舗併用住宅」について

◇質 問◇

1つの家屋の中に居住用部分と店舗用部分が一緒になっている店舗併用住宅を売ったときには、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例などの適用を受けることができるそうですが、そもそも店舗併用住宅とはどのようなものなのでしょうか。

(東京都・HS氏)

◇回 答◇

1つの家屋の中に居住用部分と店舗用部分が一緒になっている店舗併用住宅を売ったときに、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例などの適用を受けることができるのは、店舗併用住宅のうち自分の居住の用に使っていた部分に限られます。

また、個人が店舗併用住宅を売って譲渡所得が生じ、代わりに同じ種類の店舗併用住宅

に買い換えた場合で一定の要件に当てはまる場合は、居住用部分と店舗用部分については、それぞれ次のように特例の適用を受けることができます。

(1) 居住用部分

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例や居住用財産を買い換えたときの特例などの特例の適用を受けることができます。

(2) 店舗用部分

事業用の資産を買い換えたときの特例の適用を受けることができます。

さて、店舗併用住宅及び併用住宅とは、居住を目的とした居住部分と、店舗や事務所・賃貸住宅などとして使用する収益を得るための事業部分とが融合し、一つの建物となっている住宅のことを総称します。居住部分と事業部分は区分されており、それぞれ独立して利用することができます。

なお、住宅部分と店舗部分において、必ずしも行き来できるかどうかは特別問われることはありません。ただし、建物内での行き来ができるものを「兼用住宅」と別にするものもあります。

併用住宅に対し、全部が居住の用に供される建物を専用住宅といいます。また、併存住宅や、住宅部分と非住宅部分がつながっている兼用住宅と呼ばれるものもあります。

併用住宅の種類には、いくつかの種類が存在しますが、ここでは、店舗併用住宅・医院

併用住宅・賃貸併用住宅について、それぞれ簡単にご紹介します。

(1) 店舗併用住宅

居住部分とは別に店舗部分を併設した住宅のことをいいます。

店舗併用住宅の形態は多種多様ですが、最も多いのが1階と2階で店舗部分と居住部分を分けているタイプです。また、同じ階で間仕切り壁を使用して分けられている建物も、店舗併用住宅に該当します。

店舗ではなく事務所の場合は、事務所併用住宅となります。

(2) 医院併用住宅

居住部分と医療スペースを併設した住宅のことを言います。医師・歯科医師・獣医師などの医療空間と、居住空間の機能が一つの建物にあることが特徴です。

(3) 賃貸併用住宅

居住部分と賃貸スペースを併設する住宅のことを言います。収益性は立地条件に大きく左右されることや、資金計画も重要なポイントです。

店舗併用住宅の建築の際に必ず押さえておきたいのは、「用途地域」という言葉です。

用途地域では、地域住民の生活を守ることを目的に、その土地に建設する建物の種類や用途の制限を定めています。

例えば、住宅や病院のあつまるエリアへの大きな騒音や臭いが発生する工場の建設、小学校や公共施設が立ち並ぶ地区にパチンコ店などの店舗や大型車の出入りが多い倉庫などの建設を避けるなど、建物の建設に対していくつかの要件が決まっています。用途地域は以下の13種あり、住居系・商業系・工業系にカテゴリー分けされていることが特徴です。

(1) 住居系

- ・第1種低層住居専用地域
- ・第2種低層住居専用地域
- ・第1種中高層住居専用地域
- ・第2種中高層住居専用地域
- ・第1種住居地域
- ・第2種住居地域
- ・準住居地域
- ・田園住居地域

(2) 商業系

- ・近隣商業地域
- ・商業地域

(3) 工業系

- ・準工業地域
- ・工業地域
- ・工業専用地域

ここでご紹介した13種の用途地域のうち、どこにでも店舗併用住宅が建てられるというわけではありません。

近隣商業地、域商業地域、準工業地域においては、用途の制限なく店舗併用住宅を建てることができますが、第一種低層住居専用地域では、店舗併用住宅には規模、用途ともに制限が存在します。

また、例えば、二種低層住居専用地域では、喫茶店や理髪店などの店舗のみに限られていたり、店舗等の床面積が500㎡以下でなくてはならないといった制限もあります。

このように、用途地域によっては、店舗併用住宅が建てられる場所や建てられない場所があり、また、店舗の種類や床面積、建物の階数などに制限がある用途地域が存在します。

民法第896条における「被相続人の一身に専属したものはこの限りでない」について

◇ 質 問 ◇

民法第896条では、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものはこの限りでない」と定めているようですが、「被相続人の一身に専属したものはこの限りでない」とは、どのようなものでしょうか。

(東京都・HYさん)

◇ 回 答 ◇

相続人は、被相続人の死亡時に有していたほぼすべての財産、権利、義務を相続することになります。

継される財産については、次の法律に規定されています。

- ・民法896条（相続の一般的効力）

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。

ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

この法律にあるように、相続される財産とは被相続人が死亡時に有していたプラスの財産とマイナスの財産ほぼすべてとなります。

プラスの財産とは、預貯金や不動産などの金銭的価値のあるものに加えて、借地権、借家権、損害賠償請求権など、法律上の権利を含みます。

一方、マイナスの財産とは、借金などの負債に加えて、連帯保証人の地位など法律上の義務を含みます。

前述したように、相続人は被相続人のマイナスの財産を含めたほぼすべての財産を引き継ぐこととなりますが、例外的に相続されない財産もあります。

もう一度先ほどの法律を見てみましょう。

- ・民法896条（相続の一般的効力）

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。

ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

この民法896条の太字で示した部分、「被相続人の一身に専属したものは」は相続の対象とはならないとされています。これを法律用語で「一身専属権」といいます。

一身専属権とは、特定の者のみに帰属し、他者に移転しない性質の権利のことを言い、個人の人格や才能、あるいは個人としての法

的地位などとの間に密接不可分の関係にあるために、他人による権利行使を認めることが不適切な権利義務です。

一身専属権の例としては、次のような権利があげられます。

① 扶養請求権

これは扶養を要する扶養権者の要扶養状態や扶養義務者の資力などの要件が必要ですので、扶養義務者の死亡により、当然に相続されるというものではありません。

② 著作人格権

著作権とは、著作者が経済的な利益を得るための財産権であり、売買、相続の対象となります。

これに対し、「著作人格権」とは、著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利であり、創作者としての心情を守るためのものであることから、これを譲渡したり、相続したりすることはできないこととされています。(著作権法第59条)

③ 身元保証人の立場

身元保証人の立場も相続になじまないため相続されません。

なお、身元保証人と違って通常の保証債務(被相続人が第三者の債務の保証人になっていた)は相続により承継されます。

④ 生活保護受給権

受給権者の要保護状態等の要件が必要ですので、受給権者本人に専属する権利であることから、相続の対象とはなりません。

その他にも医師免許や弁護士、税理士の資格などは相続されないといったものもあり、これらの権利は承継して相続人が恩恵を受けたり、処分して換価できる財産となり得ない

ため、相続財産になりません。

そして、次の例のような、契約や法律に基づいて支払われるものも相続されません。これらは被相続人の死亡を原因として支払われるものではありませんが、相続財産の範囲から外れているため相続の対象とはなりません。

- ・ 契約や法律に基づいて支払われるもの具体例

生命保険金・死亡退職金・遺族年金 など

これらは相続財産ではなく「相続人の固有の権利」とされています。

また「祭祀財産」も相続財産とはなりません。祭祀財産とは、お墓などの先祖を弔うために使用するものです。

祭祀財産については、次の法律に規定されています。

- ・ 民法897条(祭祀に関する権利の承継)

1. 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。
2. 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

この法律にあるように、祭祀財産は、①被相続人の指定、②地域や一族の慣習、にしたがって承継されることになります。

- ・ 祭祀財産の具体例

墓地・墓石・仏壇・祭具・系譜 など

ただし、祭祀財産だとしても、高価な仏壇など経済的な価値が高いものは相続される財産の対象となりえますので注意しておきましょう。

◎読者からの緊急相談◎

被相続人が所有していた宝石等を相続又は遺贈で譲り受けた場合の評価法について

◇質 問◇

被相続人が所有していた宝石等を相続又は遺贈で譲り受けた場合には、その宝石は相続財産として相続税の課税対象になるのでしょうか。

もし課税対象になる場合は、どのように評価するのでしょうか

(東京都・EH氏)

◆回 答◆

被相続人が所有していた宝石を、相続又は遺贈で譲り受けた場合には、その宝石は相続財産として相続税の課税対象になります。

国税庁ホームページには、相続税がかかる財産の説明として、次のように記載されています。

「相続税は原則として、死亡した人の財産を相続や遺贈（死因贈与を含みます）によって取得した場合に、その取得した財産にかか

ります。この場合の財産とは、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権など金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいいます」。

このとおり、宝石には相続税がかかることと明記されています。

相続財産の中に宝石等がある場合には、相続税評価を行う必要があります。

この相続税評価とはどんなものかといえますと、相続税を計算する際に必要となる金額です。全体でどれくらいの財産を相続したのかによって、相続税を支払う義務があるのかどうか、また支払う義務がある場合にはどれくらい支払う必要があるのかが決まります。そのため相続財産では1つ1つその価値をはっきりさせていく必要があります。

宝石は、現金や預金のように価値が明らかになっているわけではないため、相続税を申告するためには宝石の価値を評価しなければなりません。

国税庁が出している「財産評価基本通達」では財産評価の方法を詳しく定めていますが、宝石に関する具体的な評価方法は示されていません。宝石の価値は、以下に掲げる一般動産（機械、自動車、家財道具など）に関する規定にならって評価します。

(一般動産の評価)

129 一般動産の価額は、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。(以下略)

つまり、宝石等の相続税評価は、売買実例価額又は精通者意見価格等を参酌して評価することと決められています。購入した際の金額又は、専門の方にどれくらい価値のあるものであるか鑑定してもらうことで相続税評価を決めるのです。

① 購入時の金額

その宝石等の購入した時期が分かっている場合などでは、通帳などに購入費用が残っていることがありますので、その金額を宝石等の相続税評価とします。

② 専門家の方に鑑定して貰った金額

購入した際のコストが分からない場合には、専門家の方に現在の価値を鑑定して貰います。この現在の価値が、宝石等の相続税評価になります。宝石等の場合は、購入から時間が経過している場合でも減価償却は行われませんので、こうした方法にて相続税評価を行うことになります。

宝石等の中でも特にブランドものの場合には、購入時にはそのデザインに価値があったため高価だったものの、現在では購入時より価値が低くなってしまっているものも多いです。そのため、できるだけ専門家の方に鑑定をして貰い、現在の価値を正確に知ることがおすすめです。しかし、専門家の方に鑑定を依頼するためには費用が発生する場合も多く、どちらがよりお得であるのかはしっかりと考えておかなければなりません。

宝石等の鑑定は購入店又は買い取り専門店などで行われているため、個人で鑑定することはできませんが、鑑定する場所が定められているわけではないので、自由に鑑定を依頼することができるようになっていきます。

③ 金の場合には相続開始時点の金の小売価格による

宝石等の中に金が含まれている場合には、当時の購入金額ではなく、相続開始日の金の価格によって相続税評価を行います。相続開始日の金の価格は、日本地金流通協会によって発表されていますので、自分自身で調べることができます。

日本地金流通協会による金の価格は買い取り価格と小売価格の2種類が記載されていますが、小売価格が金の相続税評価になります。ただし、金の割合などが不明の場合には、専門家の方に鑑定を依頼しなくてはなりませんので注意しましょう。

宝石等に金が含まれている場合には100%金であることは非常に珍しいことですので、計算には注意が必要です。

ところで、宝石の価値はピンキリです。数万円単位のものまで1つずつ計上することは手間であり、申告書への表記も煩雑になり見にくくなってしまいます。そこで、宝石の価格帯により、計上方法を分けることができるようになっています。

宝石の評価額が、5万円以下か超えるかが基準となります。国税庁が5万円という金額を明確に定めているわけではありませんが、目安として5万円というのが実務界でとっています。

評価額が5万円を超える宝石については、高額であると捉えて、1つずつ計上して評価計算します。一方、5万円以下の宝石については、少額であり相続税に与える影響も小さいため、他の家財などと含めて、「家財一式〇〇万円」と一括で計上しても問題ないようです。

参照条文等＝評基通129

■判・審判事例特報

いわゆる振り込め詐欺の被害に遭い、
だまし取られた金額分の損失は、雑損
控除の対象となる災害又は盗難若しく
は横領による損失には当たらない

-----棄却-----

〔国税不服審判所＝平成23年5月23日
・裁決〕

□問 題

《事 実》

いわゆる振り込め詐欺の被害に遭い、
だまし取られた金額分の損失が生じた

(1) 事案の概要

事業所得を有する審査請求人（以下、請求人という）が、平成20年分の所得税の確定申告及び修正申告をした後に、平成20年中にいわゆる振り込め詐欺の被害に遭い、だまし取られた金額分の損失が生じたから、この損失が所得税法第72条第1項に規定する雑損控除の対象になるとして、更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、上記損失は雑損控除の対象とはならないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことから、請求人が、同通知処分の全部の取消しを求めた。

(2) 関係法令の要旨

イ 所得税法第72条《雑損控除》第1項は、居住者の有する一定の資産について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合において、その年における当該損失の金額の合計額が一定の金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額から控除する旨規定している。

ロ 所得税法第2条《定義》第1項第27号は、災害とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう旨規定し、所得税法施行令第9条《災害の範囲》は、上記政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする旨規定している。

(3) 基礎事実

イ 請求人は、平成20年4月7日、請求人の長男と名乗る氏名不詳者から、電話で「勤務先の金を流用したので、穴埋めするため

の金が必要である。」旨のうそを告げられ、電話の相手方が長男本人であり、金を必要としているものと誤信し、郵便局から、電話の相手方が指定したC銀行のD名義の口座（以下、本件口座という）へ、240万円を振込送金した。

さらに、請求人は、平成20年4月8日及び同月10日にも、請求人の長男と名乗る氏名不詳者から、電話で「流用した金の穴埋めのため、更に金が必要である。」旨のうそを告げられ、再び、電話の相手方が長男本人であり、金を必要としているものと誤信し、郵便局から、電話の相手方が指定した本件口座へ、260万円及び320万円を順次振込送金した。

以下、上記合計3回の振込みを「本件各振込み」という。

ロ その後、請求人は、上記合計3回の電話の相手方がいずれも長男ではなく、いわゆる振り込め詐欺の手口により、本件各振込みをした合計820万円分の金銭をだまし取られたことに気付き、平成20年4月11日、警察署に被害届を提出した。

ハ 請求人は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づく被害回復分配金や、上記のいわゆる振り込め詐欺の犯人からの損害賠償金その他の損失補償金などを、何も受け取っていない。

以下、請求人が上記のいわゆる振り込め詐欺の手口によりだまし取られた金額（合計820万円全額）分の損失を本件損失という。

(4) 争点

本件損失は、所得税法第72条第1項に規定する「災害又は盗難若しくは横領による損失」に当たるか否か。

請求人の主張

本件損失820万円は「人為による異常な災害」によって生じた損失に当たる

1 所得税法第72条《雑損控除》第1項に規定する「災害又は盗難若しくは横領」は、租税法が独自に用いている1つの固有概念であり、その意義は、納税者がその意思に基づかない、いわば災難によって損失を被った場合の担税力への影響を考慮して、雑損控除を認めたという所得税法の趣旨・目的に照らして決すべきである。

本件損失は、請求人の長男に渡るはずの金銭が長男以外の第三者に渡ったことによって生じたものであるから、請求人の意思に基づかない事由によって生じた損失であるといえるし、それが生じた経緯、状況、損失額等にかんがみると、請求人の担税力に与える影響は甚大であるから、雑損控除を認めることが所得税法の趣旨等にかなう。

よって、本件損失は「災害又は盗難若しくは横領」によって生じた損失に当たる。

2 「災害又は盗難若しくは横領」が租税法上の1つの固有概念ではないとしても、本件損失は、「災害」による損失、「盗難」による損失、「横領」による損失のいずれかに当たる。

(1) 「災害」による損失について

イ 本件損失は、請求人の意思に基づかない事由によって生じた損失であるし、振り込め詐欺の被害に遭うことは、通常の生活では起こらない人為的災難であるから、所得税法施行令第9条《災害の範囲》に規定する「人為による異常な災害」によって生じた損失に当たり、雑損控除の対象となる。

ロ 「人為による異常な災害」の意義について、原処分庁が主張するような「予見及び回避不可能」や「劇的な過程」等の要件を付加するのは相当でない。仮に、それらの要件を前提とするとしても、振り込め詐欺の被害に遭うことは「予見及び回避不可能」であり、かつ「劇的な過程」を経て害を被ったといえる。

よって、本件損失は「人為による異常な災害」によって生じた損失に当たる。

ハ また、振り込め詐欺によって生じた本件損失は、加害行為の悪質さ、被害の甚大さ、担税力に及ぼす影響、詐欺行為の介在等の点において、国税庁が雑損控除の対象であるとしたと耐震強度偽装事件に関する被害と同様であるから、「人為による異常な災害」によって生じた損失として、雑損控除の対象とされるべきである。

(2) 「盗難」による損失について

本件損失は、請求人が長男に渡すつもりで振り込んだ金銭を、請求人の意に反して第三者に取られたことによって生じたものであるから、「盗難」による損失に当たる。

(3) 「横領」による損失について

本件損失は、請求人が長男に渡すつもりで振り込んだ金銭を、第三者に横取りされたことによって生じたものであるから、「横領」による損失に当たる。

原処分庁の主張

本件損失は回避可能であり、天災と同視すべき劇的な過程を経たものでない

1 所得税法第72条第1項に規定する「災害又は盗難若しくは横領」は、租税法上の1

つの固有概念ではなく、それぞれ個別の概念である。

したがって、本件損失が雑損控除の対象となる損失に当たるか否かは、これが「災害」による損失、「盗難」による損失、「横領」による損失のいずれかに当たるか否かによって、判断すべきである。

2 本件損失は、「災害」による損失、「盗難」による損失、「横領」による損失のいずれにも当たらない。

(1) 「災害」による損失について

イ 本件損失は、だまされたとはいえ、請求人の意思に基づいてなされた本件各振込みによって生じた損失であるから、そもそも「災害」による損失には当たらない。

ロ 請求人は、所得税法施行令第9条に規定する「人為による異常な災害」に当たると主張するが、「異常な災害」とは、予見及び回避不可能で、かつ、鉱害、火薬類の爆発など自然界に生じた天災と同視すべき劇的な過程を経て害を被る事象であると解される。本件損失は、予見及び回避可能であり、天災と同視すべき劇的な過程を経たものでもないから、「人為による異常な災害」によって生じた損失に当たらない。

ハ なお、耐震強度偽装事件の事例は、同事件にかかわる損失のうち、建築設計事務所による構造計算書の偽装及び指定確認検査機関等による偽装の見過ごしに起因し、建物に耐震強度不足が判明したことによって生じた損失が、「人為による異常な災害」による損失に当たるとされたのであり、直ちに本件損失についても同様の取扱いをすべきであるとはいえない。

(2) 「盗難」による損失について

「盗難」とは、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転をいうと解されると

ころ、本件各振込みは、請求人の意思により行われているから、本件損失は「盗難」による損失に当たらない。

(3) 「横領」による損失

「横領」とは、財物の委託者と受託者との間に委託信任関係があることを前提に、財物の占有を取得した受託者が、不法領得の意思を発現させることであると解されるところ、請求人と振り込め詐欺の犯人との間に委託信任関係はないから、本件損失は「横領」による損失に当たらない。

■ 結 論

《 裁 決 》

本件各振込み自体は、請求人の意思に基づいてなされたことが明らかである

(1) 雑損控除制度の趣旨等

イ 所得税法第72条第1項は、納税者の資産に損失が生じた場合のうち、「災害又は盗難若しくは横領」という納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由によってその損失が生じた場合に限定して、当該納税者の担税力の減少に配慮し、当該損失のうちの一定額を当該納税者の所得から控除する旨規定したものと解される。

そして、上記《関係法令の要旨》のロのとおり、「災害又は盗難若しくは横領」のうち、「災害」についてのみ所得税法及び同法施行令に定義規定があることからすると、「災害」、「盗難」、「横領」はそれぞれ別個の概念であり、それぞれの意義及びそのいずれかに該当するか否かについては、上記雑損控除制度の趣旨等に照らして各別

に解釈し、判断すべきである。

ロ これに対し、請求人は、所得税法第72条第1項に規定する「災害又は盗難若しくは横領」の概念は、租税法が独自に用いている1つの固有概念であり、その意義は、雑損控除制度の趣旨・目的に照らして決すべきである旨主張する。

しかし、上記イのとおり、「災害」についてのみ所得税法及び同法施行令に定義規定があることからして、「災害又は盗難若しくは横領」を1つの固有概念であると解釈することはできない。

したがって、請求人の上記主張は、採用できない。

ハ もっとも、請求人は、「災害」、「盗難」、「横領」が別個の概念であるとしても、本件損失は、「災害」による損失、「盗難」による損失、「横領」による損失のいずれかに該当する旨も主張する。

そこで、この3点について順に検討する。

(2) 検討

イ 「災害」による損失に当たるか否か

(イ) 本件損失が、所得税法第2条第1項第27号に規定する「震災、風水害、火災」によって生じたものではなく、同法施行令第9条に規定する「自然現象の異変による災害」及び「生物による異常な災害」によって生じたものでもないことは、明白である。

(ロ) 次に、本件損失が、同法施行令第9条に規定する「人為による異常な災害」によって生じたものであるか否かを検討するに、「人為による異常な災害」も、納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由によって納税者の資産に損失を生じた場合の一類型であるところ、本件損失は、上記《基礎事実》のイ及びロのとおり、請求人がいわゆる振り込め詐欺の手口によりだ

まされて錯誤に陥り、本件各振込みをしたことによって生じた損失であり、本件損失が生じた直接の原因である本件各振込みに至る意思決定の過程（本件各振込みの動機）にかし（誤り）があるものの、本件各振込み自体は、請求人の意思に基づいてなされたことが明らかである。そうすると、本件損失は、請求人の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由によって生じたものではなく、結局、「人為による異常な災害」による損失に当たらない。

したがって、本件損失は、「災害」による損失に当たらない。

- (ハ) これに対し、請求人は、本件損失は、長男に渡るはずの金銭が長男以外の第三者に渡ったことによって生じたものであるから、請求人の意思に基づかない事由により生じた損失であるし、いわゆる振り込め詐欺の被害に遭うことは、通常の生活では起こらない人為的災難であるから、本件損失は「人為による異常な災害」による損失に当たる旨主張する。

しかし、本件各振込み自体は、請求人の意思に基づいてなされたことが明らかである。さらに、もし請求人の主張をいれるとすれば、詐欺の被害に遭って損失を被った納税者のうち、少なくない者らが、所得税法第72条第1項に規定する雑損控除の適用を受けることになりかねないが、このような事態は、雑損控除の対象となる損失を納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな「災害」又は「盗難」若しくは「横領」により生じた場合に限定し、詐欺によって損失を生じた場合を雑損控除の対象外とした同条項（雑損控除制度）の趣旨を害することになる。

したがって、請求人の上記主張は、採用できない。

- (ニ) また、請求人は、いわゆる振り込め詐欺によって生じた本件損失は、その加害行為の悪質さ、被害の甚大さ、担税力に及ぼす影響、詐欺行為の介在等の点において、国税庁が雑損控除の対象であるとする耐震強度偽装事件に関する被害と同様であるから、「人為による異常な災害」によって生じた損失として、雑損控除の対象とされるべきである旨主張する。

しかし、当審判所の調査の結果によると、耐震強度偽装事件に関して、耐震強度が偽装された建物の購入者に生じた被害のうち、雑損控除の対象とされたのは、当該建物の購入者が、建物販売会社の詐欺行為（販売）によって支払った建物売買代金についてではなく、建築設計事務所による構造計算書の偽装及び指定確認検査機関等による偽装の見過ごしに起因し、耐震強度不足が判明したことによって新たに支出を要する建物耐震改修工事費用等の分の損失についてである。そうすると、耐震強度偽装事件の事例に照らし、直ちに、本件のようないわゆる振り込め詐欺の手口によってだまし取られた金額分（本件損失）を、雑損控除の対象とすべきであると考えすることはできない。

したがって、請求人の上記主張も、採用できない。

- ロ 「盗難」による損失に当たるか否か

- (イ) 「盗難」の概念については、上記(1)のイのとおり、所得税法及び同法施行令に定義規定がないものの、雑損控除制度の趣旨のほか、課税行政の明確性及び公平性の観点からして、限定的で、かつ、ほかの法律上の概念と共通する一義的な解釈をすべきであるから、「盗難」の意義は、刑法の窃盗罪と同様に、財物の占有者の意に反する第三者による当該財物の占有の移転であると解するのが相当である。

しかし、請求人による本件各振込みは、上記(2)のイの(ロ)のとおり、本件各振込みに至る意思決定の過程にかしがあるものの、請求人の意思に基づいてなされている。

したがって、本件損失は、「盗難」による損失に当たらない。

- (ロ) これに対し、請求人は、本件損失は、請求人が長男に渡すつもりで振り込んだ金銭を、請求人の意に反して第三者に取られたことによって生じたから、「盗難」による損失に当たる旨主張する。

しかし、請求人が振り込んだ合計820万円分の金銭（預金債権の状態を含む。）に対する占有は、本件各振込みを終えた時点で、本件口座を事実上管理するいわゆる振り込め詐欺の犯人側へ移転し、請求人からは失われている。そうすると、本件各振込みの終了後は、請求人は、そもそも、上記金銭の占有者ではない。

したがって、請求人の上記主張は、採用できない。

- ハ 「横領」による損失に当たるか否か

- (イ) 「横領」の概念についても、所得税法及び同法施行令に定義規定がないものの、上記ロの(イ)と同じ理由で、「横領」の意義は、刑法の横領罪と同様に、他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をすること、であると解するのが相当である。

そして、金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有せず、単なる価値そのものと考えるべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有権者は、特段の事情のない限り、その占有者と一致すると解すべきであり、また金銭を現実支配して占有する者は、それをいかなる理由によって取得したか、またその

占有を正当づける権利を有するか否かにかかわらず、価値の帰属者すなわち金銭の所有者とみるべきであるとされている。そうすると、上記《基礎事実》のイのとおり、請求人が振り込んだ合計820万円分の金銭は、費消されることを前提としたものであるから、当該金銭に対する所有権は、原則どおり、本件各振込みを終えた時点で、当該金銭に対する占有とともにいわゆる振り込め詐欺の犯人側へ移転したと認められ、当該犯人は、そもそも、請求人（他人）の物の占有者ではない。

したがって、本件損失は、「横領」による損失に当たらない。

- (ロ) これに対し、請求人は、本件損失は、請求人が長男に渡すつもりで振り込んだ金銭を第三者に横取りされたことによって生じたものであるから、「横領」による損失に当たる旨主張する。

しかし、上記ロの(ロ)及び上記(イ)のとおり、請求人は、本件各振込みを終えた時点で、上記金銭の占有も所有権も失っているから、その後に当該金銭を請求人の意に反していわゆる振り込め詐欺の犯人側に費消されても、請求人が、当該金銭を他人に横取りされたことにはならない。

したがって、請求人の上記主張は、採用できない。

- (3) 本件通知処分について

以上によれば、本件損失は、所得税法第72条第1項に規定する「災害」による損失、「盗難」による損失、又は「横領」による損失のいずれにも当たらない。

したがって、請求人の更正の請求について、更正をすべき理由がないとした本件通知処分は、適法である。

自民も下落19% 内閣支持21.3%、最低更新

時事通信が実施した11月の世論調査によると、岸田内閣の支持率は前月比5.0ポイント減の21.3%だった。

岸田政権で過去最低だった前月をさらに下回り、2012年12月の自民政権復帰後に実施した調査でも最低となった。不支持率は同7.0ポイント増の53.3%で岸田政権として最も高くなった。

内閣支持率が政権維持の「危険水域」とされる2割台となるのは4か月連続。自民党の政党支持率は19.1%で、政権復帰以来最低だった前月からさらに1.9ポイント減らした。総合経済対策に盛り込まれた定額減税への厳しい評価や、自民所属の政務三役の相次ぐ辞任が影響した可能性がある。

岸田文雄首相が打ち出した所得税・住民税の計4万円減税に対しては「評価しない」が51.0%と半数を超え、「評価する」は23.5%。住民税が課税されない低所得世帯への7万円給付は「評価しない」44.4%で、「評価する」は33.4%だった。

10月26日に山田太郎氏が文部科学政務官を、同31日に柿沢未途氏が法務副大臣を辞任した。首相の任命責任について「重い」と答えた人は57.5%に上り、「重くない」は14.7%にとどまった。調査最終日には神田憲次氏も財務副大臣を辞任した。

内閣を支持する理由（複数回答）は、多い順に「他に適当な人がいない」9.8%、「首相を信頼する」3.8%、「印象が良い」3.5%など。支持しない理由（同）は、「期待が持てない」（31.8%）、「政策がだめ」（27.3%）、「首相を信頼できない」（20.0%）の順だった。

政党支持率は自民に続き、日本維新の会4.6%（前月比0.7ポイント増）、公明党4.1%（同1.0ポイント増）、立憲民主党2.7%（同0.4ポイント減）の順。以下、れいわ新選組1.6%、共産党1.1%、国民民主党0.9%、社民党と参政党がいずれも0.5%、みんなでつくる党（旧政治家女子48党）0.1%。「支持政党なし」は62.5%だった。

児童手当の第3子加算、制度見直しの方針

来年度に実施する児童手当の拡充策の一つ、「第3子以降の加算倍増」をめぐり、政府が支給要件を見直す方針を固めた。3人以上の子どもがいる場合、最年長の「第1子」が高校を卒業すると「第3子」が「第2子」に繰り上がるため、加算が受けられなくなる現行の仕組みを改める。子どもとして数える期間を「大学生」まで延長する案が有力だ。